

**令和7年度
航空関連産業クラスター形成促進（アクションプラン取組推進）業務委託
企画提案仕様書**

- ・本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ・企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- ・本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって変更することがある。
- ・企画提案内容が委託者の求めるものに達するものがない場合は、入選者のない場合がある。

1 委託業務の名称

令和7年度 航空関連産業クラスター形成促進（アクションプラン取組推進）業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

3 事業目的

那覇空港の航空機整備施設を起点とした航空関連産業クラスターを形成するため、航空機整備に関連する企業の誘致及び人材確保支援等に資する、航空関連産業クラスター形成アクションプランの評価、取組を推進する提言のとりまとめ等を行う。

4 事業概要

- (1) 沖縄県航空関連産業クラスター形成加速会議の開催支援
- (2) 航空関連産業クラスターの実態調査、経済波及効果の分析調査
- (3) 航空専門教育機関の誘致に向けたヒアリング調査
- (4) 沖縄における新たな領域に関する事業展開の可能性調査
- (5) その他（航空関連産業クラスター形成促進に効果的な取組）

5 委託内容

- (1) 沖縄県航空関連産業クラスター形成加速会議（以下、「会議」という。）の開催支援

ア 会議の運営支援業務

関係機関等のメンバーから構成される、会議の運営補助を行うこと。

会議に関する業務内容及び役割分担は概ね以下の通りとする。

県 : 会議の構成員の人選及び就任手続、会議の設置・運営（委託に係る部分を除く。）

受託者 : ①会議の運営補助業務（会議の会場確保・設営及びこれらに係る経費の支払い、資料整理、日程等連絡調整等）

②議事録作成

・速報版（議論概要） : 会議終了後概ね3日以内で作成

・フルバージョン : 会議終了後概ね1週間以内で作成

③構成員への報償費（日額9,300円）及び

旅費の支払（県外委員の旅費は、東京＝沖縄を想定し積算すること）

④会議に係るお茶等準備、運営資料作成・準備等補助

イ 会議の構成及び開催頻度は、概ね以下を参考に業務量、経費を積算すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 会議の構成員 : 外部委員 10 人程度 (県内 5 人、県外 5 人)・ 会議の開催頻度 : 年 2～3 回程度 (5 月から 2 月) 1 回あたり最長 3 時間・ 必要に応じ、オンライン会議が開催できる体制を整備すること |
|---|

(2) 航空関連産業クラスターの実態調査

ア 県内の航空関連企業における雇用者数、売上等を把握する基礎データの整理、分析

- ・ 調査手法の提案
調査の全体像とともにアンケート調査を含む具体的な調査手法の提案を行う。
- ・ 調査項目、調査票の作成、調査の実施
アンケート調査等の調査設問項目を提案し、調査票を作成すること。
- ・ 集計結果の整理
アンケート調査等で得られた回答データを集計し、集計表を作成する。また、集計したデータを体系的に整理し、図形やグラフを用いて視覚化する等、専門知識がなくても理解できる分かりやすいものとする。

イ その他必要な情報の把握

ウ 県内航空関連産業における経済波及効果の分析

令和 6 年度の事業で実施した経済波及効果の推計及び最新のデータを元に、県内航空関連産業における経済波及効果を分析すること。経済波及効果の今後の見通しについては、令和 6 年度の事業で実施した推計方法に加え、様々な条件で推計できるような方法を検討すること。

なお、経済波及効果の分析に当たっては、アの実態調査で把握した基礎データを活用すること。また、委託者が必要と判断した場合は、データ分析の過程においても、有識者や事業者へのヒアリング等、追加調査を実施する。

【留意事項】

調査に当たっては、航空機整備施設の現状、今後の展開を県内の航空関連産業クラスター一会員企業からヒアリングするとともに、連携すること。

(3) 航空専門教育機関の誘致に向けたヒアリング調査

沖縄県内の若い世代の航空関連産業への興味・関心を高めることを目的とした魅せる人材育成の取組として、航空専門教育機関の誘致等の実現可能性を検討するため、県内の教育機関や県外の航空専門教育機関等にヒアリング調査を実施した上で、航空専門教育機関の誘致に関する方向性を取り纏めて会議に報告すること。

(4) 沖縄における新たな領域に関する事業展開の可能性調査

観光需要を契機とした新たな領域 (空飛ぶクルマ等) に取り組む企業の誘致に向けて、新たな領域の事業者等へのヒアリング調査を実施した上で、沖縄における事業展開の可能性を調査すること。

(5) その他 (航空関連産業クラスター形成促進に効果的な取組)

上記(1)～(4)の業務の他に、航空関連産業クラスター形成促進に効果的な取組について提案すること。

6 企画提案書の内容

- ・ 以下の(1)から(5)の流れで作成すること。
- ・ 選定委員会の委員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- ・ A 4 版横置き・横書きを基本とし、両面印刷、30 頁以内で作成すること。
ただし、グラフや表等は必要に応じ A 3 版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

- (1) 業務実施方針
本業務を実施するに当たっての基本的な考え方を記載すること。
- (2) 沖縄県航空関連産業クラスター形成加速会議の開催支援
 - ・これまでの航空関連産業クラスター形成アクションプランに関する県の施策等を踏まえ、会議の効率的な開催支援、今後の取組推進に必要な事項の取り纏め方法を提案すること。
 - ・会議の構成員等が遠隔地から会議に参加できるようにするため、オンライン会議等を活用した効率的な開催方法を提案すること。
- (3) 航空関連産業クラスターの実態調査
 - ・調査の全体像とともにアンケート調査を含む具体的、効果的な調査・分析手法を提案すること。
 - ・県内航空関連産業における経済波及効果の分析について、専門知識がなくても理解できる分かりやすい資料となるよう効果的な実施方法を提案すること。
 - ・経済波及効果の分析方法について、より実態に即した分析方法を提案すること。
- (4) 航空専門教育機関の誘致に向けたヒアリング調査
 - ・県内の教育機関や県外の航空専門教育機関等などへのヒアリング調査について、調査の全体像とともに効果的な実施方法を提案すること。
- (5) 沖縄における新たな領域に関する事業展開の可能性調査
 - ・沖縄における新たな領域に関する事業展開の可能性調査について、効果的な調査・分析手法を提案すること。
- (6) 活動目標、成果目標
事業の実施に当たって、下記の成果目標を達成するための活動目標を提案すること。
【令和7年度成果目標】航空関連産業クラスター形成に向けた提言とりまとめ、支援
：1件以上
- (7) 事業実施スケジュール表
業務開始から、成果報告までの一連のスケジュールを記載すること。
(業務開始を令和7年4月7日と仮定して作成すること。)
- (8) その他
業務目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて記載すること。

7 成果品

本委託事業の成果品として下記の報告書を提出すること。

- (1) 委託業務報告書
 - ア 製本 20部 (※表、グラフ、図、面談・交渉記録等を含めること。)
 - イ 報告書の電子ファイル 一式
 - ※成果物については、次の事項に留意すること。
 - (ア) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、極力構造化することとし、CSVファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)
 - (イ) PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - (ウ) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
 - ※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- (2) 支出証拠書類(2部)
 - ア 受託者が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、人件費算出根拠資料及び出張伝票等の写しを提出すること。なお、電子帳簿保存法に基づく電子データによる帳票類については、写し

(書面)もしくは電子データで提出できることとする。

イ 経費精算の総括表の作成に当たっては、契約締結時の見積書、経費の変更等の内容が分かるように作成するとともに、各費目の支出内訳一覧を作成すること。

8 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は 11,202 千円 (予定) 以内 (消費税込み) とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。また、消費税率については10%で計算すること。

9 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするとき (以下「再委託」) は、以下の業務については、県の事前承認を受けて再委託を行うことができる。

ア 調査等に関する外部データ活用に関する再委託

イ その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められる物

(2) 一括再委託等の禁止

契約の主たる部分 (委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務をいう。) に関する再委託は禁止する。

(3) 簡易な業務の内容

(1)再委託の範囲に記載した事項に関わらず、以下の簡易な業務については事前の承認を要さずに再委託を行うことができる。

ア 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

イ 議事録作成、原稿・データの入力および集計

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団または暴力団と密接な関係を有する者を選定することは出来ない。

10 その他

(1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(2) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定めるものとする。